

# 令和5年度第1回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時:令和5年12月15日(金)14:00~16:00

場所:三重県勤労者福祉会館5階

職員研修センター第2教室

## 【出席委員(敬称略、五十音順) 13名】

安部 悦子、伊藤 卓也、井村 正勝、宇仁田 元、鶴沼 憲晴、  
川口 円、吉良 勇藏、坂井 治美、田邊 寿、谷 眞澄、対馬 あさみ、  
野村 豊樹、番条 喜芳

～開会(挨拶・自己紹介等)～

## 【報告事項】

(1)「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度～2026年度-」(中間案)及び  
「第3次三重県手話施策推進計画」(中間案)について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

### ○伊藤委員

資料2のP.17について、身体障がい者の数が減少している一方、知的障がい及び精神障がい者の数が増えている。また、資料2-別冊1のP.16、療育手帳の構成等の記載で、子どもの数が減っている割に、18歳未満の方がかなり増えている印象があるが、どういった障がいをお持ちの方が増えているのか、内訳を教えてください。また、発達障がいについては、資料2のP.20、(2)福祉と保健・医療などが連携した支援の充実のところで書いていただいているものの、まだまだ記載が少ない印象がある。

資料2のP.19、(2)雇用・就労の支援について、内容を見ていると企業側の支援が多い印象がある。実際に働く方の障がいに合わせた作業内容となるよう、マッチングなど働く方への支援や、継続できる取組を検討していただきたい。

障がい者スポーツについて、中止になった全国障害者スポーツ大会開催への立候補や、愛知県でのアジアパラ競技大会の開催など、今後三重県で障がい者スポーツの機運が高まっていく要素があると感じている。関係団体などは継続が大変だという声を聴くので、中長期的に継続して発展していけるような体制確保を検討していただけるとありがたい。

### ○事務局(池田 障がい福祉課長)

障がいの内訳について、詳細は記載していないが、発達障がいの方が増えていることから増加傾向にある。発達障がい児・者への支援については、資料2-別冊1の

P. 80～81に記載している。子ども心身発達医療センターの取組状況や、自閉症・発達障害支援センターも県内に2か所、専門的な機関を設置しており、そういった支援を記載しているが、発達障がいの方が増えてきているため、取組の充実については今後検討していきたいと考えている。

就労関係について、当事者の方の就労に向けて、どれだけ定着につなげていくかが非常に重要だと考えている。障害者就業・生活支援センターや三重労働局とも協力しながら、県としても定着に向けた支援をしっかりと進めていきたい。

障がい者スポーツについて、令和4年8月に障がい者スポーツ支援センターを設置し情報発信を行ったり、今年度から初心者講習会を団体競技に広げるなど、すそ野を広げる取組をしている。また、協力企業にアンケートを実施しており、障がい者と企業のマッチングなどにも取り組みながら、スポーツに関する取組を進めていきたいと考えている。

#### ○伊藤委員

子ども心身発達医療センターは予約待ちの状態であり、小児精神科医の確保が難しいことも承知しているが、何とかサポート体制を築いていただけるよう、よろしく願いしたい。

#### ○宇仁田委員

資料2のP. 19、第1節(2)障がいに対する理解の促進について、学校において福祉教育や人権教育を進めるという記述がある。また、資料2－別冊1のP. 33、イ)残された課題②に「小中学校等において体験的な学習を充実」と記載されているが、こういった体験的な学習は、三重県内の小中学校等でどのくらい進んでいるのか教えていただきたい。

#### ○事務局(池田 障がい福祉課長)

担当が教育委員会となるため、確認の上回答させていただく。

#### ○宇仁田委員

お示しいただけると学校現場での取組の見通しが立てやすいと思うので、可能であればお願いしたい。

#### ○谷委員

資料2のP. 19、および資料2－別冊1のP. 61にある雇用・就労の支援について、三重県はどのような状況か。

#### ○事務局(池田 障がい福祉課長)

雇用率について、令和4年6月1日時点では2.42%と、法定雇用率を達成している状況である。

#### ○田邊委員

「第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画(みえ高齢者・元気がやきプラン)」(中間案)では、資料4－別冊3のP.137で住宅セーフティーネット制度の取組等を挙げていただいております。障がい者のプランにおいても記述があってもいいのではないかと思います。今後地域移行をより促進していくためには、住宅との連動ということも出していく必要があるのではないかと。住まいの問題は生活の基盤になってくるため、福祉部局と住宅部局が手を組むことは非常に大事だと思う。

#### ○事務局(池田 障がい福祉課長)

住宅に関する記述について、国も、施設からグループホームだけではなく、今回の報酬改定の中でグループホームから一人暮らしに向けての支援についてもグループホームの役割として定義づけているので、記載を検討していきたいと思う。

また、先ほどの宇仁田委員から質問のあった小中学校における総合学習の状況について、資料があったため報告させていただく。令和4年度に福祉に関する学習に取り組んだ小中学校の数は、490校中396校(約81%)となっている。

#### ○野村委員

社会福祉審議会には4つの分科会が設置されているが、各分科会で議論されたことを集約しているという認識でよいのか。

#### ○事務局(池田 障がい福祉課長)

社会福祉審議会の各分科会・部会ではなく、障害者基本法に基づく三重県障害者施策推進協議会という会議や、障害者総合支援法に基づく三重県障害者自立支援協議会で、発達障がいを含めた障がい関係の施策について議論をいただいております。それらを踏まえて今回の中間案を作成している。

#### ○事務局(渡邊副部長)

策定の経過について、三重県障害者施策推進協議会を例に挙げると、障がい者当事者団体の方や障がい者支援の活動をしている事業者団体など、障がい福祉分野でいろいろな取組をされている方に意見をいただき、中間案を策定しているところである。当審議会では社会福祉全般について委員の皆様からご意見をいただくという形になっており、審議会の関係でこの案をお諮りするのには、この全体会となっている。

#### ○対馬委員

資料2－別冊1の P.36、②に「特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材育成を図る必要があります。」という記述について、残された課題としての記述ではあるが、中心的な役割を担う人材はどのような人を想定しているのか。学校の中で中心的な役割を担っていた人たちが、子どもが学校を卒業した後も就労につながる方と途切れなく連携していくなど、そういったことも必要ではないか。先ほど伊藤委員もおっしゃっていたが、就労した後のマッチングについて、幅広く一人ひとりに合った就職先を開拓して

いく必要があると思うので、ここに記載されている中心的な役割を担う人材がこういったところまで連携できる仕組みがあればいいのではないかと思います。

○事務局(池田 障がい福祉課長)

担当部局が教育委員会であるためお答えが難しいが、いただいたご意見については担当に伝えておく。

○井村委員長

先般の「みえ福祉・介護フェア2023」の中で、介護コンテストを実施した。こういったコンテストは学習の機会にもなり、非常にいいやり方ではないかと思う。また、障がい者スポーツや芸術文化活動の拡大について、あるゴルフクラブでは障がい者のゴルフ大会を実施しており、全国から障がい者の方が集まっている。芸術分野では、鳥羽のエレマン・プレゼンというアトリエで、ダウン症の子どもたちに絵を教えている。こうした具体的な事例はたくさんあると思うので、紹介してはどうか。

○事務局(中村部長)

「第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画(みえ高齢者・元気がやきプラン)」(中間案)では、コラムとしてさまざまな事例などを紹介しているので、具体の事例も示しながらわかりやすくしていきたいと思う。

(2)「第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画(みえ高齢者・元気がやきプラン)」(中間案)について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○安部委員

資料4のP. 30、第5章にチームオレンジが昨年8市町設置とあるが、具体的にどのような活動をされていて、どのような協力体制が組まれているのか。

○事務局(井谷 長寿介護課長)

チームオレンジの活動については、地域ごとに取組内容が異なっている。例えば鈴鹿市では、認知症の方がスーパーで買い物することができるよう、スローレーンというゆっくりとレジができるレーンを設けて、周りから急かされることなく買い物できるようにしている。別の市町では認知症カフェを開催し、さまざまな活動や交流を図り、認知症の理解を深めるような取組をしているところもある。

○安部委員

子どもたちにも、老人の5人に1人が認知症であるという現状を伝えたりしているが、認知症の人がいたらどのような対応をとるべきなのか。市町の中での連携が一般市民の方々にはどのような手立てで伝わっていて、医療機関にもつながっていくのか。

○事務局(井谷 長寿介護課長)

認知症への理解を深めるため、認知症サポーターを養成している。実際の実践は市町が主体となっており、認知症のことを学びたいという学校や企業等に講師を派遣し、認知症とはどのようなものか、どういった支援や配慮が必要かという普及啓発をし、理解を深める取組を進めている。

また、医療面の連携については、三重県内に9か所の認知症疾患医療センターを設けている。こちらで相談して診療を受けていただいて、介護サービス支援の必要があれば高齢者の総合支援窓口になっている地域包括支援センター等を通じて、介護サービス事業者につないでいる。

○安部委員

デイサービスに行くなど家族のサポートが主であるように思うが、地域での取組としてどのようにPRしているのか。地域で取り組んでいる組織的なものはチームオレンジのみなのか。

○事務局(井谷 長寿介護課長)

チームオレンジだけではなく、認知症の家族やご本人が参加している「認知症のひと家族の会」や、当事者の方々が参加している「レイの会」など、認知症への理解を深めるための活動を地域でも行っている。また、市町によって取組状況は異なるが、地域包括支援センターや社会福祉協議会などが研修会を開催し、認知症でない方々の理解を深めるとともに、家族に対してどう接していくか、ご本人向けには認知症になった後も人生をどう充実させていくか、といった勉強の場を設けて支援している。

○谷委員

資料4－別冊3のP. 23、(2)介護保険制度の改正について、改正事項が記載されているが、P. 25にある地域包括ケアシステムの概要の図はいつまで経っても変わらず、新しい形に変更できないのか。例えば地域介護のところには訪問介護、訪問看護、通所介護という文言が出てきているが、医療分野においても医療保険で訪問看護を実施している。医療依存度の高い高齢者や障がい者が大勢いるため、訪問看護という言葉ができれば入れてほしい。また、看護小規模多機能型居宅介護というものが新しく追加されたので、そういった文言を看護の領域に入れてほしいと思う。

○事務局(井谷 長寿介護課長)

こちらの図は厚生労働省が作成しているものであり、医療、介護ともに、例示として挙げられているものだが、サービスが増えていく中ですべてこの表に入れることは困難ということで、図を変更していないものと考えている。いただいたご意見については、機会を通じて国に伝えていければと思う。

○鶴沼委員

この計画の中には、身元保証に関する内容は盛り込まれているか。

○事務局(井谷 長寿介護課長)

身元保証ということではないが、成年後見制度が利用しやすくなるよう、相談窓口を設置する市町に対して研修等で支援している。また、各市町で相談対応にあたる方々の意見を聞いたり情報交換する場を設けて、課題解決のプロセスを共有している。

○鶴沼委員

身元保証と成年後見はまた別だと思う。身元保証に関しては、市町から情報収集しながら県としてどのような対応があるか、実態把握を考えていただければと思う。高齢者福祉専門分科会に出席の委員は、身元保証など身近に感じていらっしゃるのではないかと思うが、どういう状況か情報共有していただけるとありがたい。

○田邊委員

鶴沼委員から発言のあった身元保証については、高齢者福祉専門分科会で私も質問したところである。首相が国会答弁の中で、身元保証問題について積極的に取り組む必要があると発言している一方、成年後見制度利用促進専門家会議の検討の中では所轄庁がなく、非常に悪質な業者もあることを危険視する発言もある。時間をかけて、かつ国家レベルで考えていく必要があるということで、国からの方向性が出てこない中で盛り込むことは難しく、ここに反映することは時期尚早と思う。

先ほど質問した住宅セーフティネット制度の関係で、こちらも保証人等が求められる。今後おひとりさまや、身寄りのない方はどんどん増えていくと思うので、家族や親族の誰かがいなければ利用できないという形は、日本ではかなり厳しい時代になるのではないか。国の方向性ととも、県、市町、我々のところでも具体的に何ができるのか、それぞれ考えていくべき段階にきていると思う。国がようやく取り上げ始め、今後厚生労働省所管でやっていくと方向性が出されたので、何か動きがあると期待している。

○事務局(井谷 長寿介護課長)

田邊委員に説明いただいたとおりであるが、身元保証については制度上法的保証がないため、行政の立場でどう進めていくということを書けない現状がある。そのため、制度上ずれはあるが、体系ができていく成年後見制度を中心として記載していくしかないという状況をご理解いただければと思う。

○田邊委員

高齢者福祉専門分科会での議論として、多くの委員から人材確保が非常に厳しいという意見が出ていた。特に在宅の訪問介護等サービスについては、地域サービスが提供できる事業所がこの先存続していけるかという問題がある。国で報酬改定の議論がなされているが、人あってこそそのサービスであるため、こういった計画の中に何とか盛り込めないかということで多くの委員から発言いただいたが、事務局としてもなかなか困難で、それぞれのサービスや制度を充実させていくということであった。

### ○井村委員長

津市白山に、森の劇場という1年間地域の方々に劇の練習をして発表する取組がある。10～20人ほどの人数で、子どもから高齢者までメンバーとなり、発表が終わるとまた別の人材で、という取組が10年近く続いており、1年間芝居の稽古をすることで血のつながりはないが関係ができてくる。こうしたつながりはもしもの時にも、あの人がここにいる、どのくらいの家族がいるといったことがわかりやすいのではないかと。介護の面でも随分助かると思うし、成年後見といったことも考えられるのかなど思ったりする。

また、ある一定の大きな地域に戸建て住宅とマンション・アパートを建て、若い時には2人でアパートを借りて住み、子どもができたらず建てに移り、老人になったらまたマンションで生活するというような、地域の都市計画を作っておくと、地域の中で大きくなって終末を迎えられる。地域共生、地域包括といった意味でもこのような計画は成り立つのではないかと思った。

### (3)その他

#### ○安部委員

地域でさまざまな居場所づくりが言われており、例えば不登校、高齢者など目的はいろいろあるが、他にどういったものがあるのか教えていただきたい。

#### ○対馬委員

居場所というと子ども食堂がわかりやすさからも注目され、数が増えてきたが、一口に子ども食堂と言っても、運営する人、場所、地域によってさまざまな形がある。基本はみんなで集まってご飯を作り食べるというものだが、高齢者が主体だったり、平日の日中に不登校の子とお母さんを集めたり、未就園児のお母さん方とのランチ会などもある。介護事業所で地域のデイサービスに通っている高齢者と子どもたちが交流するような仕組みもあるし、中学校や高校に出向き校内カフェを行うこともある。子ども食堂は子育て支援の面が強く、中高校生になると子どもが自分から行きにくくなるため、学校の中に居場所を作り、私たちとつながって、ニーズがあれば地域の居場所につなげていく取組もある。

桑名市では虐待の見守り事業というものがあり、市から指定された家庭に食品を持って訪問する際に子どもの状況を見守っているが、地域の居場所を運営している人が行くことで、地域との交流のきっかけになることもある。

規模についても、何百人も集めて行うところもあれば、お年寄りが数人の子どもを集めていたり、ご飯を食べずに学習支援から発生した居場所もある。認知症の人が集まるオレンジカフェもあるが、例えばオレンジカフェに子どもを呼ぶといったこともできるのではないかと思う。

～閉会～